

成年後見制度の利用 手続き @ 灘区相談室



成年後見制度のしくみや
利用手続きの流れについてお応えする
相談窓口を開設しています

成年後見
制度とは? 動画



受付

灘区役所 6階
灘区社会福祉協議会
(電話:843-7001)

開設

毎月 第3金曜日(祝休)
午後1時半～3時半
当日受付は午後3時まで
先着順・事前予約可
事前予約は灘区社会福祉協議会まで

相談
体制

神戸市成年後見支援センターが
実施する「市民後見人養成研修」
を修了した市民後見人候補者
(神戸市民)がご相談に応じます。

※2名体制

- ご相談内容の秘密は厳守いたします。
- 当相談室は、灘区役所にお越しいただける方への「成年後見制度や手続きの案内」に限定しています。
- 電話による相談や、より詳しい内容の相談については、神戸市成年後見支援センター(裏面)をご利用ください。

実施

神戸市成年後見支援センター(運営:神戸市社会福祉協議会)

神戸市成年後見支援センターとは…

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分になり、ご自身で契約や財産管理などをするのが困難になった方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して暮らせるように「成年後見制度」の活用をお手伝いしています。

神戸市 市民後見人とは…

神戸市成年後見支援センターが実施する養成研修を修了した市民が、家庭裁判所から選任され、主に被後見人の「生活を見守る」、「入居施設の費用を年金等の収入から支払う」など、身上保護を中心とした報酬を前提としない活動です。

「住民相互の助け合い」の観点から、ボランティアで後見業務を担います。



相談員による相談

無料

電話や窓口で、成年後見制度に関する相談をお受けします。成年後見制度を利用するための手続きや申立てに関するアドバイスを行います。

★ 月曜日から金曜日

(祝日および年末年始はお休みになります。)

★ 午前9時から午後5時まで

専門職による相談(予約制)

無料

事前に予約が必要です。

弁護士・司法書士・社会福祉士が権利擁護と成年後見制度の相談をお受けします。

★ 弁護士・社会福祉士による相談 第1・3火曜 午後1時半～4時半

(祝日および年末年始はお休みになります。)

★ 司法書士・社会福祉士による相談 第2・4火曜 午後1時半～4時半

(祝日および年末年始はお休みになります。)

神戸市成年後見支援センター

(神戸市社会福祉協議会内)

〒651-0086

神戸市中央区磯上通3丁目1-32

こうべ市民福祉交流センター4階

受付時間:月曜日から金曜日 9時～17時

(祝日および年末年始除く。)

電話 078-271-5321

FAX 078-200-5329

<https://www.with-kobe.or.jp/kouken/>

- JR・阪神・阪急・市営地下鉄西神山手線「三宮」駅下車 徒歩15分
- 市営地下鉄海岸線「三宮・花時計前」駅下車 徒歩7分
- ポートライナー「貿易センター」駅下車 徒歩5分
- 市バス⑦系統「市民福祉交流センター前」バス停下車すぐ

